

基本的施策

男女共同参画を推進するために、基本計画、年次報告書、広報及び啓発活動、男女共同参画の日、調査研究、人材育成、積極的改善措置、苦情の処理等を、実施、制定することを定めました。



第13条

男女共同参画の日

毎年11月第2日曜日

男女共同参画についての関心と理解を深め、社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画する意欲を高めるために、男女共同参画の日を設けました。

男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を、教育関係者の皆さん、市民の皆さん、事業者の皆さんと協働で実施します。



いわき市 男女共同参画 推進条例の概要

平成23年4月1日施行

認め合い、 協力し合う、 男女平等のまちいわき

前文

男性と女性は人として平等な存在であり、日本国憲法においても、全ての国民が法の下に平等であることをうたっている。よって、男女は互いの違いを認めつつ個人の人権を尊重しなければならない。

本市では、これまで、市民の意識を把握しながら「いわき女性プラン」及び「いわき市男女共同参画プラン」を策定し、男女平等の意識づくりを中心に計画を推進してきており、多くの市民が女性の社会進出を望んでいる状況である。

しかしながら、今日においても、固定的性別役割分担意識に基づく男女を差別するような習慣等が根強く残っているほか、社会全体として男性が優遇されていると考える市民が多くいる状況であり、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要である。

また、少子高齢化の進展、家族形態の変化等近年の社会経済情勢の変化により、現在では、働き方、家事、子育て、介護の問題等男性にとっての男女共同参画の問題も重要になってきている。

これらのことから、男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、個性と能力を發揮することができる、権利と責任を分かち合う男女平等社会の実現が強く求められている。

ここに、私たちは、全ての市民の男女平等を基本として、「認め合い、協力し合う、男女平等のまちいわき」の実現に向けて、積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1条 目的

市、教育関係者、市民及び事業者の皆さんの責務や、基本事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

第2条 定義

次の用語について定義を定めました。

1. 男女共同参画
2. 教育関係者
3. 市民
4. 固定的性別役割分担意識
5. 積極的改善措置

第18条～第22条

いわき市男女共同参画審議会

設置及び所掌事務

市長の附属機関として、「いわき市男女共同参画審議会」を設置します。審議会は、次のようなことを行います。

- ▶ 市長の諮問に応じ、基本計画や男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- ▶ 男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べる。

組織

- ▶ 委員:12名以内
- ▶ 男女のいずれかの委員の数が、委員総数の10分の4未満とならないようにします。
- ▶ 委員は、男女共同参画に関し識見を有する方及び公募に応じた方の中から、市長が委嘱します。
- ▶ 委員の任期は2年で、再任されることができます。

発行

いわき市 市民協働部 男女共同参画センター

〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地
tel.0246-27-8694 fax.0246-27-8641

※「いわき市男女共同参画推進条例」の全体内容は、市ホームページでご覧いただけます。

認め合い

子どもからお年寄りまで、性別、障がいの有無、国籍にとらわれず、一人ひとり認め、尊重し合います。

協力し合う

男女の性別などにとらわれず、一人ひとりの持つ個性と能力を最大限發揮し、協力し合います。